

在留カードをお持ちのお客さまへ

平素より、沖縄銀行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

このたび、沖縄銀行では、マネー・ローンダリング対策の一環として
2019 年 4 月 1 日より、口座開設の際には、在留カードにより在留期限・
在留資格・在留カード番号等を確認させていただいております。

なお、お申込時点で在留期間が3 ヶ月未満の場合は口座開設をお受けする
ことができません。

また、口座開設後、在留期限を超過した場合は、お取引の一部に制限が
かかる場合がございますので、在留期限を更新した際は、必ず沖縄銀行に
お届けいただきますようお願いいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

